

デイサービスセンター花しょうぶ苑

介護予防・日常生活支援総合事業

重要事項説明書



介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

1 (当センターが提供するサービスについての 相談窓口)

電 話：0595-84-2215

担 当：松 本 ひ ろ 子

*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 (花しょうぶ苑通所介護の概要)

(1) 提供できるサービスの種類

施 設 名 称	有限会社 花しょうぶ苑 デイサービスセンター 花しょうぶ苑
所 在 地	三重県亀山市本町1丁目2番12号
介護保険指定番号	2470400132
提供できるサービスの種類	通所介護
サービスを提供する対象地域	亀山市・鈴鹿市

上記地域以外の方でもご相談ください。

(2) 職員体制

管理者 1名	常勤者で兼務 1名。デイサービスの統括に関する業務を行う。
生活相談員 2名	常勤者で兼務 2名。
介護職員 9名	常勤者で専従 5名。 常勤者で兼務 2名。 非常勤者で2名
機能訓練指導員 9名	非常勤者で兼務 2名。非常勤者で専従 7名。
看護職員 2名	非常勤者で兼務 2名
・職員の勤務体制は別に定める。	

(3) 利用定員・営業時間

	通所介護
利 用 定 員	30名
休 業 日	火曜日・年末年始(12月30日 から 1月3日)
営 業 時 間	午前9時20分～午後4時30分

(4) デイサービスセンターの設備の概要

機能訓練および 食堂	102.25㎡	相談室	1室
浴室	一般浴槽	静養室	1室
		送迎車	8台(昇降式リフト車含む)

3 (サービス内容)

サービス開始前に利用者の方やご家族、ケアマネジャー等とよく話し合いサービス内容を決定します。

「ケアの三原則(自己決定・能力の活用・生活の継続性)」を守り、利用者の自立した生活に向け援助します。

- ①送迎：送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービス、移動、移乗介助等を行います。
- ②送迎エリア外利用者とはご相談ください。
- ③食事：調理師が調理し、口腔機能に合せた食事形態で提供します。治療食はご相談ください。
- ④入浴：利用者の状態に合せ入浴介助、特別浴を提供します。
- ⑤排泄：利用者の状態に合せトイレ介助、オムツ交換等の援助を行います。
- ⑥機能訓練：機能訓練指導員等が個別機能訓練計画書を作成し、それに基づき日常生活を営むのに必要な機能の低下を防ぐためのサービスを提供します。
- ⑦趣味活動：利用者の希望に添って諸活動を行います。
- ⑧生活相談：利用者およびその家族の日常生活における介護、環境整備、手続関係等に関する相談、助言を行います。

4 (サービスの利用方法)

(1) サービスの利用開始

まず、お電話等で申し込みください。職員がお伺いいたします。サービス提供が決まりましたら、契約を結び、通所介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。すでに契約しているケアマネジャーがおられる場合は、当デイサービスセンターと契約をする前にケアマネジャー等とご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスを終了する日の1週間前までにお申し出ください。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合。但し、1年以内に利用者が介護保険施設を退所し再び居宅において日常生活を営む状況になった場合は、利用者と事業者の双方の合意により契約の継続が出来るものとします。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。但し、1年以内に利用者が再び要介護認定となった場合は、利用者と事業者の双方の合意により契約の継続が出来るものとします。
- ・利用者がお亡くなりになった場合

③その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、またはやむを得ない事情により、当センターを閉鎖または縮小する場合、利用者に文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当センターや当センターのサービス職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

5 (当デイサービスセンターの特徴等)

(1) 運営の方針

事業の実施にあつては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、利用者のもっている能力に応じた、自立した生活ができるように援助いたします。当法人の持つ様々な機能を生かして、利用者の生活を援助します。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

利用者はサービスの提供を受ける際に、次の事項について留意してください。

- ①利用の休止および中止を希望する場合には、すみやかに連絡ください。また、利用前および利用後に心身の状態に異変が生じた場合には直ちに職員・施設へ連絡してください。
- ②花しょうぶ苑が特に必要と指定する用具備品は用意準備してください。
- ③医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日及び利用中の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意してください。
- ④施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力してください。
- ⑤施設内で次の行為をしないでください。
 - ・宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ・けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - ・施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - ・故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

⑥その他

・キャンセル料

利用予定日前日までにご連絡がなく、ご利用者のご都合でサービスを中止される場合、キャンセル料として昼食代を頂く場合がございます。

・お支払い方法

請求書は利用明細を添えて、利用月の翌月10日までに利用者宛にお届けします。

お支払い方法：銀行振り込み（口座）三十三銀行 亀山中央支店 普通0987595

施設の窓口で現金にてお支払/郵便局からの自動引落をご利用になれます。

(3) 利用料金

基本報酬（別表）

- ① 通所介護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、基本料金の法令等で定められた負担割合分をお支払い頂きます。但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い（いったんご利用者が利用料の全額を支払い、その後市町村からその額の法令等で定められた負担割合分の払い戻しを受ける方法）の方法をご希望の場合は、お申し出ください。
- ② 提供を受ける通所介護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

他の利用費（別表）

花しょうぶ苑では、①昼食代 ②おやつ代 ③その他 を利用費として徴収します。
 なお、特に身体、医療状況で配慮が必要な場合やそれに変わるものを用意いただけるものに関しては職員に申しつけください。

6 (緊急時の対応方法)

サービスの提供中に様態の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

協定医療機関

協定医	協定医氏名	おぎき内科クリニック 尾崎郁夫ドクター
	連 絡 先	鈴鹿市岡田町3丁目20-28 059-320-5119
	診 療 科	内 科・胃 腸 科・循 環 器科
ご 家 族	氏 名	
	連 絡 先	

7 (損害賠償について)

当苑において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合はこの限りではありません。

8 (サービス内容に関する苦情)

当花しょうぶ苑の通所介護に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

電話番号 (0595) 84-2215
 受付時間 水～月曜日 (9:00～17:00)
 担当者 施設長 坂口 博文
 センター長 松本 ひろ子

亀山市羽若町545番地

亀山市保健福祉部高齢者・障害支援室 (0595) 83-3575

鈴鹿市西条5丁目117

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課 (059) 369-3201

津市栄町3丁目143-1

三重県国民健康保険団体連合会 (059) 213-6500

9 (カスタマーハラスメントへの対応)

当事業所は、利用者及びご家族等からのご意見、要望、苦情等を真摯に受け止め、適切に対応します。
 職員に対する暴力、脅迫、威嚇、暴言、人格を否定する言動、過度な要求、長時間又は繰り返しの要求その他社会通念上相当な範囲を超える行為により、職員の安全や就業環境が損なわれる場合には、法人のカ

スタマーハラスメント対策基本方針に基づき、職員の安全を確保するとともに、組織として必要な対応を行います。

なお、利用者の心身の状態、疾病、障害、認知症等が背景にある場合には、その状況にも配慮し、必要に応じてご家族や関係機関等と連携して対応します。

1 0 (虐待防止について)

事業者は利用者等の人権を尊重し、虐待及び、不適切なケアを一切行わない事とする。

また、虐待の発生の防止に努めるとともに早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、指針を尊重して、高齢者福祉の増進に努めるものとし、下記の対策を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を年1回以上実施する。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しております。

1 1 (身体的拘束等の適正化について)

- (1) 事業所は、利用者又は他の利用者の生命若しくは身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- (2) やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、時間、期間等を記載した説明、経過観察、検討事項についての記録を行うとともに、利用者、その家族への説明と同意を得る。

1 2 (感染症の発生防止及びまん延防止について)

- (1) 事業所は、サービスに使用する設備・備品、器具等の清潔保持に努め、定期的に消毒を実施する等、常に衛生管理に努める。
- (2) 事業所は、感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講ずる。
- (3) 従業者は、感染症・食中毒の予防及びまん延防止等必要な知識技術の習得に努める。
- (4) 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持のために事業所に協力する。

1 3 (事業継続計画の策定)

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- (2) 事業者は、従業者に対し事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- (3) 事業者は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

1 4 (非常災害対策)

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行っています。

- (1) 防火管理者は営繕担当職員を当て、火元責任者には部署の代表者を当てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際には防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備には常に有効に保持するよう務める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防団を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年1回以上
 - ・利用者を含めた総合訓練 年1回以上

- ・非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

15 (事業所の概要)

法人名称 有限会社 花しょうぶ苑
 代表者 代表取締役 施設長 坂口 博文
 法人所在地 三重県亀山市本町一丁目2番12号
 電話番号 0595-84-2215
 法人設立 平成15年5月

施設等(種別) デイサービスセンター花しょうぶ苑(通所介護事業所)
 居宅支援 花しょうぶ苑(居宅介護支援事業所)
 グループホーム 花しょうぶ苑(認知症対応型共同生活介護事業所)

16 (その他)

料金表

基本報酬・加算報酬・自費料金の合計が1日当りの自己負担額となります。

(1) 基本料金(7時間以上8時間未満) 1日あたり料金

(1単位=10.27円)

<7時間以上8時間未満>

介護区分	基本報酬(自己負担分)	その他加算
要介護1	658単位/日	入浴介助加算 40単位/日 ※科学的介護推進体制加算(LIFE) 40単位/月 ※サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位/回
要介護2	777単位/日	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ (介護報酬 × 12.0%)
要介護3	900単位/日	※送迎減算 47単位/回
要介護4	1,023単位/日	
要介護5	1,148単位/日	

※サービス提供体制強化加算Ⅰ

- ①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上
 - ②勤続年数10年以上介護福祉士100分の25以上
- (①、②に該当もしくはいずれかに該当)

※科学的介護推進体制加算

利用者の状態やケア内容等のデータを厚生労働省へ提出し、フィー

ドバックを活用することで、より質の高いサービス提供を行うことを目的とした加算です。

※送迎減算 （利用者の居宅と事業所との間の送迎を行わない場合）

<4時間以上5時間未満>

介護区分	基本報酬（自己負担分）	その他加算
要介護1	388単位／日	入浴介助加算 40単位／日 科学的介護推進体制加算（LIFE） 40単位／月 ※サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位／回
要介護2	444単位／日	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ （介護報酬 × 12.0%）
要介護3	502単位／日	※送迎減算 47単位/回
要介護4	560単位／日	
要介護5	617単位／日	

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上
②勤続年数10年以上介護福祉士100分の25以上
（①、②に該当もしくはいずれかに該当）

※科学的介護推進体制加算 利用者の状態やケア内容等のデータを厚生労働省へ提出し、フィードバックを活用することで、より質の高いサービス提供を行うことを目的とした加算です。

※送迎減算 （利用者の居宅と事業所との間の送迎を行わない場合）

（2）自 費 料 金 （1日あたりの料金）

自費項目	自己負担額
昼食代（おやつ代含む）	700 円

令和 年 月 日

通所介護の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 三重県亀山市本町一丁目2番12号

名 称 デイサービスセンター花しょうぶ苑

説明者

氏 名

私は、契約書および本書面により、事業所から通所介護について重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住 所

氏 名

(代理人)

住 所

氏 名